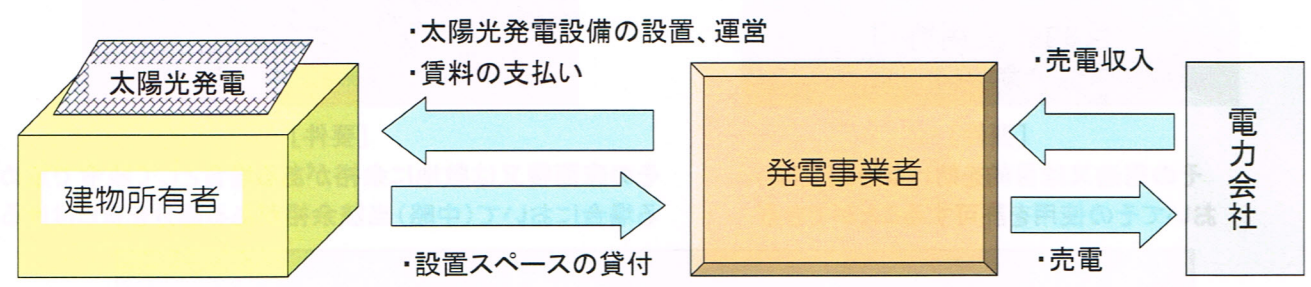


Ⅲ 県有施設の「屋根貸し」による太陽光発電事業

「屋根貸し」による太陽光発電事業とは？

建物所有者が屋根等のスペースを貸し出し、発電事業者がそこを借りて太陽光発電設備を設置し、「固定価格買取制度」を活用して太陽光発電事業を営むもの。



【建物所有者のメリット】

- ✓設置費用を負担せず太陽光発電を設置可能
- ✓発電事業のリスク回避、メンテナンス不要
- ✓資産の有効活用(定期的な賃料収入)
- ✓パネルによる遮熱効果

【発電事業者のメリット】

- ✓電力系統から近い場所で発電事業が可能
- ✓土地の整備費用が不要などのコスト削減
- ✓安定的な売電収入(買取は制度で担保)

「屋根貸し」太陽光発電は、本当にビジネスとして成り立つのか？